

(総務委員会)

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第

四八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報的加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報の提供のための公正・透明な手続として、提案の募集、提案の審査及び契約の締結などについて、適正な取扱いの規律として、行政機関等が安全確保の措置を講ずることなどを定める。

二、行政機関非識別加工情報等に関する仕組みの円滑な実施のため、行政機関等は、提案をしようとする者

に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを、個人情報保護委員会  
は、総合的な案内所を整備すること、同委員会の行政機関及び独立行政法人等に対する権限として、報告  
の要求、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を定める。

三、個人情報の定義の明確化を行うなど所要の規定の整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。